



令和4年分 所得税と市・県民税の申告はお早めに！

問 税務課 市民税係 ☎75-2126 佐賀税務署 ☎32-7511



所得税と市・県民税の申告相談会を開催します。所得などの申告情報は、市・県民税の課税資料だけではなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定、所得証明書などを交付するために必要な資料となります。所得があるのに申告しなかったり、期間を過ぎてから申告したりすると、所得税に加算税・延滞税などが課される場合があります。



【国税庁 確定申告書等 作成コーナー】

所得税確定申告の受付期間

■佐賀税務署での申告 スマホ申告会場～スマホ申告をお手伝いします～

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すると、金額や支払者情報が自動で入力されたり、申告期間中は24時間利用可能（※メンテナンス時間を除く）だったり、スマホ申告は非常に便利です！また、令和4年分からは、青色申告決算書や収支内訳書がスマホ専用画面で作成可能になりました！スマホを持っている人は、ぜひスマホ申告をご利用ください。

※確定申告に必要な書類を持って来てください

会 場	期 間	受付時間	連絡先
佐賀税務署	2月1日(水)～2月15日(水)	平日 9時～16時	☎32-7511(佐賀税務署)

■確定申告会場

会 場	期 間	受付時間	連絡先
メートプラザ佐賀	2月16日(木)～3月15日(水)	平日 9時～16時 ※2月19日(日)と2月26日(日)は受け付けます	☎32-7511 (佐賀税務署)

スマホ申告会場や確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券は当日、会場で配付されますが、配付状況に応じて、受付時間よりも早めに終了し、後日の来場をお願いすることがあります。申告期間終了近くに多くの方が来場された場合、期限内に申告できないことがありますので、なるべく早めに来場してください。なお、2月16日(木)からの入場整理券は、LINEアプリでの事前発行もできます。LINEアプリで国税庁公式アカウントを友だち追加してください。



【LINE 国税庁 公式アカウント】

多久市役所での申告

主に農業申告や簡易な内容の申告相談を受け付けています。土地・建物、株の売却などの申告相談は、佐賀税務署で行ってください。

会 場	期 間	受付時間	連絡先
大会議室東(4階)	2月16日(木)～3月15日(水)	平日 9時～16時 ※3月5日(日)は受け付けます	☎75-2126 (税務課市民税係)

■所得税の還付申告は1月4日(水)から税務署で受け付けを始めます

還付申告は、医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受けることで、すでに納付した税金の返還を受けるための申告です。申告期間になると、混雑することも予想されますので、早めに申告してください。

【お詫び】12月の文書発送で配布しました第50回多久まつり協賛金のお礼において、事業所の名称が間違っておりましたので、訂正し、お詫び申し上げます。

(誤) 後楽園
(正) 有限会社後楽園本店